【旅客】行政処分状況（令和8年8月分）

貸切

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和8年8月4日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社ダイトウ　代表者　東江　一成 （法人番号3360002010099） 沖縄県豊見城市我那覇656番地
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県豊見城市我那覇656番地
(4)	行政処分又は命令の内容	文書警告
(5)	主な違反条項	道路運送法第27条第3項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和8年7月3日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。 5件の違反が認められた。 (1)事業計画の事前変更届出違反（道路運送法第15条第3項） (2)運行記録計による記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第26条第1項） (3)運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項） (4)点検整備関係義務違反（道路運送車両法第40条から第43条まで、第47条） (5)定期点検整備等の未実施（道路運送車両法第48条）
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	（事　業　者）　5点 （当該営業所）　5点